

京都府京都市伏見区で発生した爆発火災（第13報）

令和元年12月23日（月）13時40分
消防庁災害対策室
※下線部は前回からの変更箇所

1 発生日時等

発生日時：令和元年7月18日（木）10時31分頃（推定）

覚知日時：令和元年7月18日（木）10時35分

鎮圧時間：令和元年7月18日（木）15時19分

鎮火時間：令和元年7月19日（金）6時20分

2 出火場所

京都府京都市伏見区桃山町因幡15-1

3 建物概要

用途：事務所（消防法施行令別表第1（15）項）

階数：地上3階建て

延べ面積：691.02㎡

4 出火原因

放火

※ 現場付近の路上にガソリンが検出された20リットル携行缶が2缶あり、ガソリンをまいて火を付けたとの情報あり。

5 被害状況

（1）人的被害 71名（死者36名、重症8名、中等症7名、軽症20名）

※ 7月27日に死亡が確認された1名及び10月4日に死亡が確認された1名は死者として計上

（2）物的被害 建物全焼

6 消防用設備等の設置状況

消火器、非常警報設備

7 防火管理等の状況

防火管理者選任有、消防計画届出有、平成30年11月14日に消火、通報及び避難の訓練を実施。

8 最新の立入検査

平成30年10月17日に立入検査を実施。

（消防法令上の不備事項はなし。）

9 消防庁の対応

7月18日12時30分 第1次応急体制（消防庁災害対策室）

7月18日17時15分 火災原因調査の技術的支援を実施するため、消防庁職員3名、消防研究センター職員2名を現地に派遣。

7月25日 消防庁危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長等宛てに「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」（令和元年7月25日付け消防危第95号）を通知

8月2日 消防庁危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長等宛てに「危険物取扱者の保安講習における留意点について（給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売関連）」を通知

問い合わせ先 消防庁予防課 鈴木・坂本 TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533
